

法令トピックス

令和 6 年 11 月号

【労務】リーフレット「労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう」が公表

厚生労働省から、リーフレット「労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう」が公表されています。労働時間は毎日適正に把握し、それに基づいて賃金を計算し、支払うことが必要であるとし、労働基準法違反となる典型的な取り扱いや、ワンポイントアドバイスなどが紹介されています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/241107-01.pdf>

[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001310369.pdf>

【経営】11 月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である 11 月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/241107-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43985.html

【経営】厚生労働省関係の主な制度変更（令和 6 年 10 月）について

厚生労働省は、令和 6 年 10 月に実施される主な制度変更について発表しました。これらの変更は、国民生活に大きな影響を与えるものであり、特に医療、年金、雇用、健康・衛生の各分野において重要な改正が行われます。例えば、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や、後発医薬品の選定療養に関する新たな自己負担制度の導入、新型コロナワクチンの定期接種化、教育訓練給付の拡充、最低賃金額の改定などが含まれています。これらの改正は、国民の生活の質を向上させることを目的としており、各分野での具体的な影響や対応策についても詳しく説明されています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/241107-03.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43327.html

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。



千代田区飯田橋 1-8-10 キャスルウェルビル 8 階
あすか社会保険労務士法人
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525
E-mail info@asuka-sr.or.jp
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>